

## 島田市「PR 動画」募集要項

### 1 概要

平成 27 年 11 月 1 日に、島田市ブランドメッセージ・ロゴ「島田市緑茶化計画」を発表。このメッセージ・ロゴと指定色の「緑茶グリーン」を使用したシティプロモーション活動やまちづくりを進め、市内はもちろんのこと国内外に「まちの個性や魅力」発信していきます。

については、島田市の「魅力」や「緑茶化」を表現した印象に残る PR 動画を募集し、入賞作品を島田市の PR 動画として活用します。応募された作品は、島田市が委嘱・任命した審査員によって選考審査を行ないます。入賞した作品は、島田市公式ホームページ・島田市緑茶化計画 WEB サイトなどで公開します。

緑茶化とは、緑茶や緑茶グリーンを生活、活動、まちづくり、商品などに取り入れていること。緑茶に関する自慢や愛情をより高めることです。

### 2 募集作品・内容

#### (1) 緑茶化部門

ア 島田市の緑茶化を PR する「印象に残る」15 秒の作品とします。

イ 島田市公式ホームページに掲載する「島田市緑茶化計画サウンドロゴ」を作品の最後に使用した作品とします。

#### (2) ストーリー部門

ア 市内にある歴史・文化・食・地名・建物・環境・自然などを盛り込んだ 15 秒の作品または 16 秒以上 15 分以内の作品とします。

### 3 賞品

#### (1) 緑茶部門

ア グランプリ作品の応募者へは、島田市緑茶化計画「島田ブランド茶」商品と賞状を贈呈します。

イ 入賞作品へは、島田市緑茶化計画に関するグッズと賞状を贈呈します。

#### (2) ストーリー部門

ア グランプリ作品の応募者へは、島田市緑茶化計画「島田ブランド茶」商品と賞状を贈呈します。

イ 入賞作品へは、島田市緑茶化計画に関するグッズと賞状を贈呈します。

### 4 応募方法

作成した動画は、応募用紙と一緒に YouTube にアップロード可能な形式ファイルで E メールまたは CD・DVD に保存して株式会社まちづくり島田または広報課までご提出（郵送可）ください。

※複数作品の応募も可能です。

### 5 提出先

#### (1) 株式会社まちづくり島田（島田市民総合施設プラザおおるり内）

住所／〒427-0042 静岡県島田市中心町 5-1

電話／0547-36-7222

(2) 島田市役所広報課（市役所本庁舎 3 階）  
住所／〒427-8501 静岡県島田市中心町 1 - 1  
E メール／kouhou@city.shimada.lg.jp

## 6 応募期間

平成 28 年 11 月 28 日（月曜日）～平成 29 年 2 月 21 日（火曜日）

## 7 注意事項

- (1) 応募作品の著作権は作者に帰属しますが、島田市は、無償で作品を PR 活動に活用させていただきます。
- (2) 応募は無料です。ただし、作品の制作や送料など応募するためにかかる費用は、応募者の負担とします。
- (3) 応募作品は、必要に応じて字幕追加や作品の連結など編集を行う場合があります。
- (4) 応募作品に使用する音楽・写真・動画など、応募者本人以外の著作物を使用する場合は、権利者の許可を得て使用してください。
- (5) 使用した音楽・写真・動画などについても、Web 配信やイベント上映などが権利上可能な作品としてください。
- (6) 応募作品の映像に関しては、肖像権（人物・建築物・美術品・商標など）、プライバシー権を侵害することのないように注意してください。
- (7) 暴言、卑わいな表現など公序良俗に反する内容でないこと。
- (8) 個人、企業、団体などを中傷する内容、プライバシーなどを侵害する内容でないこと。
- (9) 企業、政治目的、宗教勧誘などの宣伝または勧誘を意図する内容でないこと。
- (10) 応募作品に記載の注意事項に関する違反、不正と思われる行為が認められた場合は審査外とします。
- (11) 応募作品に関して、第三者の権利の侵害が認められた場合、その他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとし、受賞作品であった場合は、その賞を無効とし、賞品等を返還するものとします。
- (12) 個人情報厳重に管理し、当事業以外の目的には使用しません。

## 8 主催

島田市役所広報課  
電話／0547-36-7355、FAX／0547-34-1425  
E-Mail／kouhou@city.shimada.lg.jp

## 9 お問い合わせ先

株式会社まちづくり島田（島田市民総合施設プラザおおるり内）  
電話／0547-36-7222、FAX／0547-37-8696